事 務 連 絡 平成23年3月19日

関係都県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局 監督課長

「平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う労働基準法等に関するQ&A(第1版)」 等の事業主団体への周知について

標記の「平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う労働基準法に関するQ&A(第1版)」については、平成23年3月18日に作成したところです。

この Q&A について、週明け早々管轄局内の事業主団体(経営者協会、商工会議所、中央会)に対して直接赴き周知していただくようお願いします。

なお、周知の際には、安定部長と連携して行っていだたくこととし、休業手当に関する労働基準法の解釈だけではなく、雇用調整助成金等についても丁寧に説明をしていただくようお願いします。また、説明に当たっては、単に労働基準法の解釈だけではなく、特に Q&A の Q2、A2 についても十分説明いただくようお願いします。

なお、Q&A は厚生労働省ホームページにも掲載されています。 (http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r985200000155ks.html)

事 務 連 絡 平成23年3月19日

関係都道府県労働局職業安定部長 殿

厚生労働省職業安定局雇用開発課長

「平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う労働基準法等に関するQ&A(第1版)」等の事業主団体への周知について

標記の「平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う労働基準法に関するQ&A(第1版)」(以下「Q&A」という。)については、平成23年3月18日に作成し、別添のとおり同月19日に関係都道府県労働局労働基準部長宛て通知されたところです。

上記の通知にあるとおり、労働基準部長が事業主団体に対してQ&Aの周知を行うこととなっているので、貴職におかれましてもこれと連携して、先般お送りしたリーフレット等を活用し、雇用調整助成金の活用により労働者の雇用維持を図ることについて、あわせて事業主団体に要請していただくようお願いします。

なお、リーフレットは厚生労働省ホームページにも掲載されています。 (http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/a09-1.html)

事 務 連 絡 平成23年3月20日

農林水産省 経済産業省 国土交通省 御担当者 殿

い申し上げます。

厚生労働省労働基準局監督課長職業安定局雇用開発課長

「平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う労働基準法等に関するQ&A(第1版)」及び雇用調整助成金の活用促進の周知について

日頃より厚生労働行政の推進にご協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、厚生労働省においては、今般の東北地方太平洋沖地震を受け、休業を余儀なくされる事業主が多数発生することが懸念されますことから、地震に伴う休業について労働基準法の一般的な考え方等について取りまとめた「平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う労働基準法等に関するQ&A(第1版)」(別添1)及び、震災被害を受けた場合の雇用調整助成金の活用事例及び青森、岩手、宮城、福島、茨城の5県の災害救助法適用地域に所在する事業所を対象に行った要件緩和について記載したリーフレット(別添2)を作成し、事業主等に対する周知を図っているところです。

今般の東北地方太平洋沖地震においては、地震の影響を受けた事業主が、多くの業種、 地域にわたるため、各省庁が連携して周知に取り組むことが重要であると考えております。 つきましては、貴省におかれましても、上記Q&A及びリーフレットについて所管する 業種の事業主等への周知にご協力いただきたく、特段のご配慮をいただきますよう、お願

なお、Q&A及びリーフレットは厚生労働省ホームページにも掲載されています。

http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r985200000155ks.html (Q&A)

http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/a09-1.html (リーフレット)

平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う労働基準法等に関するQ&A(第1版)

平成23年3月18日版

東北地方太平洋沖地震の発生により、被害を受けられた事業場においては、事業の継続が困難になり、又は著しく制限される状況にあります。また、被災地以外に所在する事業場においても、鉄道や道路等の途絶から原材料、製品等の流通に支障が生じるなどしています。

このため、賃金や解雇等の労働者の労働条件について使用者が守らなければならない事項等を定めた労働基準法の一般的な考え方などについてQ&Aを取りまとめることとしました。

今回の第1版では、地震に伴う休業に関する取扱いについて記載しています。 今後、賃金や解雇等の労働者の労働条件について使用者が守らなければならな い事項についても、順次更新していきます。

なお、労働基準法上の義務については、個別事案ごとに諸事情を総合的に勘案すべきものですので、具体的な御相談など詳細については、お近くの<u>都道府</u> 県労働局又は労働基準監督署にお問い合わせください。

目次

1 地震に伴う休業に関する取扱いについて

Q 1	今回の被災により、事業の休止などを余儀なくされ、やむを得ず休業とする場合
	にどのようなことに心がければよいのでしょうか。
Q 2	従来、労働契約や労働協約、就業規則、労使慣行に基づき、使用者の責に帰すべ
	き休業のみならず、天災地変等の不可抗力による休業について休業中の時間につい
	ての賃金、手当等を支払うこととしている企業が、今般の計画停電に伴う休業につ
	いて、休業中の時間についての賃金、手当等を支払わないとすることは、適法なの
	でしょうか。
Q 3	今回の地震のために、休業を実施しようと思います。この休業に伴い、休業につ
	いての手当を支払う場合、雇用調整助成金や中小企業緊急雇用安定助成金を受給す
	ることはできますか。実施した休業が労働基準法第26条の「使用者の責に帰すべ
	き事由による休業」に該当するか否かでその扱いは異なるのですか。また、計画停
	電の実施に伴う休業の場合は、どうでしょうか。
Q 4	今回の地震で、事業場の施設・設備が直接的な被害を受け労働者を休業させる場
	合、労働基準法第26条の「使用者の責に帰すべき事由」による休業に当たるでし
	ょうか。
Q 5	今回の地震により、事業場の施設・設備は直接的な被害を受けていませんが、取
	引先や鉄道・道路が被害を受け、原材料の仕入、製品の納入等が不可能となったこ
	とにより労働者を休業させる場合、「使用者の責に帰すべき事由」による休業に当
	たるでしょうか。
Q 6	今回の地震に伴って計画停電が実施され、停電の時間中を休業とする場合、労働
	基準法第26条の休業手当を支払う必要はあるのでしょうか。
Q 7	今回の地震に伴って計画停電が実施される場合、計画停電の時間帯以外の時間帯
	を含めて1日全部を休業とする場合、労働基準法第26条の休業手当を支払う必要
	はあるのでしょうか。

1 地震に伴う休業に関する取扱いについて

- Q1 今回の被災により、事業の休止などを余儀なくされ、やむを得ず休業とする場合にどのようなことに心がければよいのでしょうか。
- A1 今回の被災により、事業の休止などを余儀なくされた場合において、 労働者を休業させるときには、労使がよく話し合って労働者の不利益 を回避するように努力することが大切であるとともに、休業を余儀な くされた場合の支援策も活用し、労働者の保護を図るようお願いいた します。
- Q2 従来、労働契約や労働協約、就業規則、労使慣行に基づき、使用者 の責に帰すべき休業のみならず、天災地変等の不可抗力による休業に ついて休業中の時間についての賃金、手当等を支払うこととしている 企業が、今般の計画停電に伴う休業について、休業中の時間について の賃金、手当等を支払わないとすることは、適法なのでしょうか。
- A2 労働契約や労働協約、就業規則、労使慣行に基づき従来支払われて きた賃金、手当等を、今般の計画停電に伴う休業については支払わな いとすることは、労働条件の不利益変更に該当します。

このため、労働者との合意など、労働契約や労働協約、就業規則等 のそれぞれについての適法な変更手続をとらずに、賃金、手当等の取 扱いを変更する(支払わないこととする)ことはできません。

なお、企業側の都合で休業させた場合には、労働者に休業手当を支払う必要があり、それについてQ4~9において、最低労働条件として労働基準法第26条に基づく休業手当に係る取扱いを示したものでありますが、労働契約や労働協約、就業規則、労使慣行に基づく賃金、手当等の取扱いを示したものではありません。

- Q3 今回の地震のために、休業を実施しようと思います。この休業に伴い、休業についての手当を支払う場合、雇用調整助成金や中小企業緊急雇用安定助成金を受給することはできますか。実施した休業が労働基準法第26条の「使用者の責に帰すべき事由による休業」に該当するか否かでその扱いは異なるのですか。また、計画停電の実施に伴う休業の場合は、どうでしょうか。
- A3 雇用調整助成金及び中小企業緊急雇用安定助成金は、休業等を実施 することにより労働者の雇用の維持を図った事業主に休業手当等の一

部を助成するものです。

今回の地震に伴う経済上の理由により事業活動が縮小した場合は、 雇用調整助成金及び中小企業緊急雇用安定助成金が利用できます。「経済上の理由」の具体的な例としては、交通手段の途絶により原材料の 入手や製品の搬出ができない、損壊した設備等の早期の修復が不可能 である、等のほか、計画停電の実施を受けて事業活動が縮小した場合 も助成対象になります。

本助成金は、労働基準法第26条に定める使用者の責に帰すべき事由による休業に該当するか否かにかかわらず、事業主が休業についての手当を支払う場合には助成対象となり得ます。このことは、計画停電に伴う休業であっても同様です。

助成金を受給するには、休業等実施計画届を提出するなど、支給要件を満たす必要がありますので、詳しくは、最寄りのハローワークにお問い合わせいただくか、厚生労働省のホームページ(www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/a-top.html)をご覧ください。

- Q4 今回の地震で、事業場の施設・設備が直接的な被害を受け労働者を 休業させる場合、労働基準法第26条の「使用者の責に帰すべき事由」 による休業に当たるでしょうか。
- A4 労働基準法第26条では、使用者の責に帰すべき事由による休業の場合には、使用者は、休業期間中の休業手当(平均賃金の100分の60以上)を支払わなければならないとされています。

ただし、天災事変等の不可抗力の場合は、使用者の責に帰すべき事由に当たらず、使用者に休業手当の支払義務はありません。ここでいう不可抗力とは、①その原因が事業の外部より発生した事故であること、②事業主が通常の経営者として最大の注意を尽くしてもなお避けることのできない事故であることの2つの要件を満たすものでなければならないと解されています。

今回の地震で、事業場の施設・設備が直接的な被害を受け、その結果、労働者を休業させる場合は、休業の原因が事業主の関与の範囲外のものであり、事業主が通常の経営者として最大の注意を尽くしてもなお避けることのできない事故に該当すると考えられますので、原則として使用者の責に帰すべき事由による休業には該当しないと考えられます。なお、Q2、A2もご覧ください。

- 今回の地震により、事業場の施設・設備は直接的な被害を受けてい Q 5 ませんが、取引先や鉄道・道路が被害を受け、原材料の仕入、製品の 納入等が不可能となったことにより労働者を休業させる場合、「使用者 の責に帰すべき事由」による休業に当たるでしょうか。 今回の地震により、事業場の施設・設備は直接的な被害を受けてい A 5 ない場合には、原則として「使用者の責に帰すべき事由」による休業 に該当すると考えられます。ただし、休業について、①その原因が事 業の外部より発生した事故であること、②事業主が通常の経営者とし て最大の注意を尽くしてもなお避けることのできない事故であること の2つの要件を満たす場合には、例外的に「使用者の責に帰すべき事 由」による休業には該当しないと考えられます。具体的には、取引先 への依存の程度、輸送経路の状況、他の代替手段の可能性、災害発生 からの期間、使用者としての休業回避のための具体的努力等を総合的 に勘案し、判断する必要があると考えられます。なお、Q2、A2も ご覧ください。
- Q6 今回の地震に伴って計画停電が実施され、停電の時間中を休業とする場合、労働基準法第26条の休業手当を支払う必要はあるのでしょうか。

 A6 今回の地震に伴って、電力会社において実施することとされている地域ごとの計画停電に関しては、事業場に電力が供給されないことを理由として、計画停電の時間帯、すなわち電力が供給されない時間帯を休業とする場合は、原則として、労働基準法第26条に定める使用者の責に帰すべき事由による休業には該当せず、休業手当を支払わなくても労働基準法違反にならないと考えられます。なお、Q2、A2もご覧ください。
- Q7 今回の地震に伴って計画停電が実施される場合、計画停電の時間帯以外の時間帯を含めて1日全部を休業とする場合、労働基準法第26条の休業手当を支払う必要はあるのでしょうか。
 A7 計画停電の時間帯を休業とすることについては、Q6の回答のとおり、原則として、労働基準法第26条に定める使用者の責に帰すべき事由による休業には該当しないと考えられますが、計画停電の時間帯

以外の時間帯については、原則として労働基準法第26条に定める使用者の責に帰すべき事由による休業に該当すると考えられます。ただし、他の手段の可能性、使用者としての休業回避のための具体的努力等を総合的に勘案し、計画停電の時間帯のみを休業とすることが企業の経営上著しく不適当と認められる場合には、計画停電の時間帯以外の時間帯を含めて、原則として労働基準法第26条の使用者の責に帰すべき事由による休業には該当せず、休業手当を支払わなくても労働基準法違反とはならないと考えられます。なお、Q2、A2もご覧ください。

東北地方太平洋沖地震被害に伴う経済上の理由により 事業活動が縮小した場合に雇用調整助成金が利用できます

【概要】

雇用調整助成金(中小企業緊急雇用安定助成金を含む。)は、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、従業員の雇用を維持するために、一時的に休業等を行った場合、 当該休業等に係る休業手当相当額等の一部(中小企業で原則8割)を助成する制度です。

本助成金は、東北地方太平洋沖地震被害に伴う「経済上の理由」で事業活動が縮小した場合に ついても利用することができます。また、この場合、雇用の維持に取り組む事業主の皆様をより迅 速に支援できるよう、支給要件の緩和も行っています。

※ 東北地方太平洋沖地震を直接的な理由(避難動告・避難指示など法令上の制限を理由とするもの等)とした事業活動の縮小については、「経済上の理由」に該当しないため、本助成金の対象になりません。

(具体的な活用事例)

- 交通手段の途絶により、<u>従業員が出勤できない、原材料の入手や製品の搬出ができない、来客</u> が無い等のため事業活動が縮小した場合。
- 事業所、設備等が損壊し、修理業者の手配や部品の調達が困難なため<u>早期の修復が不可能</u>であり生産量が減少した場合。
- 避難指示など法令上の制限が解除された後においても、<u>風評被害</u>により観光客が減少したり、農産物の売り上げが減少した場合。
- <u>計画停電</u>の実施を受けて、事業活動が縮小した場合。
- ※ 既に雇用調整助成金を利用している事業主が、東北地方太平洋沖地震被害の影響を受け休業を 行う場合にも、助成対象になります。

(主な支給要件)

- 最近3か月の生産量、売上高等がその直前の3か月又は前年同期と比べ5%以上減少している 雇用保険適用事業所の事業主が対象となります。
- 休業等を実施する場合、都道府県労働局又はハローワークに事前にその計画を届け出る必要がありますので、本助成金を受給しようとする場合は、労働局又はハローワークにお問い合わせください。
- 〇 さらに、<u>青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県のうち災害救助法適用地域</u>に所在する事業所の場合、今回の地震に伴う経済上の理由により<u>最近1か月</u>の生産量、売上高等がその直前の 1 か月又は前年同期と比べ5%以上減少していれば対象となります。
 - ※ 平成23年6月16日までの間については、災害後1か月の生産量、売上高等がその直前の1か月又は前年同期と比べ5%以上減少する見込みの事業所も対象となり、また同日までの間に提出された計画届については、<u>事前に届け出たものとして取り扱います</u>ので、労働局又はハローワークにお問い合わせください。